

様式 4-2: 担当者届(変更届)兼同意書(団体等)

「衛星安否確認サービス通信端末 利用規約（令和 2 年度 公募用（団体等）」（本紙添付）に示された事項に同意の上、衛星安否確認サービス通信端末の提供における代表者および担当者を申請（変更）ください。（代表者および担当者は、利用規約内の「申請者」に該当します）

内閣府 宛

衛星安否確認サービス通信端末
担当者届（変更届）兼同意書（団体等）

衛星安否確認サービス通信端末の提供における代表者および担当者を下記のとおり申請（変更）します。

つきましては、「衛星安否確認サービス通信端末 利用規約（令和 2 年度 公募用（団体等）」（本紙添付）およびそれらに関連する諸規定の内容を遵守します。

年 月 日

団体名	
所属	
(ふりがな) 代表者氏名	()
(ふりがな) 担当者氏名	()
所在地	〒
電話番号	
e-mail	

以上

「衛星安否確認サービス通信端末」利用規約（令和 2 年度公募用（団体等））

令和 2 年 12 月 7 日制定

本利用規約は、内閣府が所有する衛星安否確認サービスおよび防災機能拡張に伴う実証・調査（以下「本実証事業」という）の提供するサービス（以下併せて「本サービス」という）の通信端末（以下「本端末」という）の提供を希望する方が、本端末を利用する際に遵守し、また管理者に遵守させなければならない事項を定めたものです。本利用規約をお読みいただき、内容に同意の上、「衛星安否確認サービス通信端末 担当者変更届兼同意書（団体等）」をご提出ください。

第 1 条 定義

1. 本利用規約において、「申請者」とは、本端末の提供を申請する者をいいます。
2. 本利用規約において、「管理者」とは、本端末を管理する者をいいます。

第 2 条 提供条件

本端末の提供は、以下の条件を承諾された場合のみ行われます。

1. 申請者が災害対策基本法に基づく指定公共機関、医療法人、及び法人であること。また、孤立しがちな施設等については、施設管理者であること。
2. 申請者が本端末を積極的に使用し、将来の導入について検討をしていただけること。
なお、本端末の提供は、将来の導入を強制するものではありません。

第 3 条 端末管理

1. 配備先

本端末は、実証機関ごとの ID（以下「実証機関 ID」という）に紐づき、本サービスのシステムに登録されます。そのため、配備先の決定後、申請者は本端末を配備する配備先を端末配備計画届（様式 1）にて内閣府へ連絡してください。また、本端末の提供期間中に配備する市区町村を変更する場合には、速やかに内閣府へ端末配備計画変更届（様式 2）にて連絡してください。

申請者は、上記各端末の配備先を管理すると共に、端末の状態、及び使用状況を管理して下さい。

2. 端末管理者

本端末ごとに、正、副の最低 2 名の管理者を選定し、所定の申請を行ってください。申請後に変更がある際には、端末管理者届（変更届）兼同意書（団体等）（様式 3-2）にて、速やかに内閣府へ連絡してください。本端末の提供期間中に代表者および担当者

(申請者)の変更がある際には、担当者届(変更届)兼同意書(団体等)(様式4-2)にて、速やかに内閣府へ連絡してください。

3. 本端末の所在確認と動作確認

内閣府より、申請者または管理者に対して本端末の所在を年1回程度確認しますので、本端末の所在を確認のうえ、回答してください。また、毎年1回は必ず本端末を使用した通信を行い、動作確認を実施してください。

第4条 報告

1. 実災害時に本端末を使用した場合には、事後に実施連絡書(様式5)を提出いただきます。
2. 内閣府が行うアンケートには必ず回答いただきます。また、報告資料作成にご協力いただきます。

第5条 メンテナンス、修理

1. 本端末の提供期間中に本端末のメンテナンス作業は必要ありませんが、ソフトウェア等の更新の必要が発生した場合には、更新作業を行っていただく場合があります。
2. 本端末の提供期間中に本端末が故障、破損した場合には無償で修理を行いますが、本端末輸送に関わる費用は、申請者または管理者に負担いただきます。また、故意または重大な過失により破損した場合には申請者または管理者に修理費を実費負担いただきます。

第6条 遵守事項

1. 本端末の用途は、防災利用(訓練、講習等を含みます)に限ります。
2. 本端末は実証機関IDと紐づけられているため、登録された実証機関以外で使用する場合には事前に端末配備計画変更届(様式2)を提出していただきます。ただし、実災害時の災害救援部隊への一時的な貸出しは例外として認められます(当該貸出中においても申請者は本利用規約を遵守し、または管理者に本利用規約を遵守させる必要があります)。
3. 本端末の分解、改造を行ってはいけません。

第7条 免責条項

内閣府は、準天頂衛星システムの本サービスを多くの方に利用して頂く目的で、本端末を無償で提供し、利便性の高いサービスを目指しております。

準天頂衛星システムが提供する本サービスは、無償でご利用いただけます。

ただし、本サービスの内容および提供に関する保証はなく、本端末において信号が送受信されないまたは不正確な信号が送受信されることがあってもデータの紛失等の責

任を負いません。

なお、内閣府は本サービスの停止または内容の変更を行う場合があります。本サービスは以下に定める条件により提供されておりますので、ご同意の上でご利用ください。

- i) 内閣府は、本サービスおよび本端末の提供に関し、今後サービスの仕様変更がないこと、本サービスの範囲、アベイラビリティ（可用性）、本サービスおよび本端末に利便性があること、利用者の要求または特定の目的に適合していること、および、第三者が保有する知的財産権に対する侵害がないこと等について、準天頂衛星システム、本端末、または外部システム等の原因を問わず、いかなる保証も行いません。
- ii) 適用される法令が許す範囲内で、内閣府は本サービスおよび本端末の利用者が、本サービスおよび本端末を利用したこと、本サービスおよび本端末を利用しようとした者が本サービスおよび本端末を利用できなかったこと、または、本サービスおよび本端末の内容が変更されたことに起因して生じたいかなる損害（直接、間接、偶発、特別および派生的な損害を含みます。契約責任、製造物責任、不法行為責任またはその他の責任から生じたかを問わず、また、本サービスおよび本端末の提供に関して故意または過失が存在したか否かを問いません。）についても、責任を負いません。

第 8 条 個人情報の取扱い

1. 内閣府は、提出された申請書等に含まれる個人情報を選定および申請者との連絡のために使用します。また、配備決定後に申請いただく管理者の個人情報は、管理者登録および管理者との連絡のために使用します。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。
2. ご提供いただいた個人情報は、前項の目的のため、委託事業者が使用する場合があります。
3. 本端末内に収集した個人情報に内閣府は一切関知しません。各実証機関の責任のもと、申請者および管理者が適正に取り扱うものとします。なお、本端末を使用し衛星を経由して送信され、所定の WEB サイトで公開される情報には、個人情報は含まれません。

第 9 条 利用規約の改訂

1. 内閣府は、必要があると認めるときは、申請者に対し事前の通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改訂することができるものとします。
2. 内閣府は、本利用規約の改訂を行った場合には、速やかに連絡するものとします。

第 10 条 実証事業期間及び実証事業終了時の取扱い

本実証事業は令和 9 年 1 月末までとし、実証事業終了後の令和 9 年 3 月までに本端末を別途内閣府が指示する場所へ返却していただく予定です。なお、本実証事業終了時（令和 9 年 1 月）より以前に実証機関の都合により本端末の提供を中断する場合は、返却に伴う輸送の費用は実証機関が負担することとし、本実証事業終了時（令和 9 年 1 月）まで本端末の提供を受けた場合は、返却に伴う輸送の費用は内閣府が負担しますが、申請者は民間の宅配便事業者が回収可能な地域へ本端末を移動するものとします。

第 11 条 外部サーバが提供するサービス

本実証事業による衛星安否確認サービスの拡張機能を提供するサーバ（以下「外部サーバ」という）は、月に 1 回程度のメンテナンス作業のため、サービスを停止することがありますので、あらかじめご了承ください。外部サーバのメンテナンスの予定は、ホームページにてご案内いたします。

第 12 条 お問い合わせ

本端末に関するお問い合わせは、support@qanpi-demo.jp.nec.com までご連絡ください。

第 13 条 特約条項の遵守

暴力団排除に関する条項については、特記事項 1 に定める「暴力団排除に関する特約条項」によるものとし、これを遵守するものとします。

特記事項 1

暴力団排除に関する特約条項

内閣府（以下「甲」という）及び端末使用者（以下「乙」という）は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（属性に基づく協定解除）

第 1 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提出することについて同意するものとする。

（行為要件に基づく協定解除）

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第 3 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償等)

第 4 条 甲は、第 1 条、第 2 条の規定により本協定を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2. 乙は、甲が第 1 条、第 2 条の規定により本協定を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。